

令和 8 年 7 月 24 日

(請求人) 様

天草広域連合監査委員 水野 博之

天草広域連合監査委員 松岡 寿

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 5 月 25 日付けで提出された地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、下記のとおり勧告することに決定しましたので通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住所

氏名

2 請求書の受付年月日

令和 8 年 5 月 25 日

3 請求の内容

措置請求の趣旨（原文のまま）

天草広域連合は、前広域連合長 馬場昭治に対して、株式会社川崎技研他 9 社と締結した天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業に関する事業契約を解除するにあたって、前広域連合長馬場昭治が川崎技研他 9 社に損害賠償請求をできなかった施工監理業務委託契約に伴い支出した、10,157,240 円と契約解除にあたって支出した弁護士協議にかかる費用 1,102,660 円を請求せよ。

措置請求の理由

第 1 当事者

請求人は、天草広域連合を構成する市町の住民である。

第 2 事案の概要

本件は、天草市、上天草市、苓北町からなる天草広域連合が、従前、同連合内に 5 つ存在したごみ処理施設を 1 箇所に集約して新設し、総合評価入札制度に基づいて事業者の選定を行い、令和 5 年 5 月に落札者を決定し、同年 7 月から 8 月にかけて

て、天草広域連合が落札者の企業グループとの間で、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する諸契約を締結した。

ところが、事業契約に含まれた焼却灰等資源化業務委託契約について、焼却灰等の資源化を実施するはずの施設が建設すらできない事態となり、令和6年6月20日、全ての事業契約を解除するに至った。

しかし、契約締結の過程、契約解除の過程において、後述するような種々の問題が発生しており、結果的に、天草圏域の住民に損失が生じている。

この事態を是正するために、地方自治法第242条第1項に基づいて、職員措置を求めるものである。

第3 対象となる財務会計上の事実、行為

1 これまでの経緯

(1) 新ごみ処理施設整備運営事業の入札公告から落札者決定まで

天草市、上天草市、苓北町で構成する天草広域連合の広域連合長（当時）である馬場昭治（以下、「前連合長」という。）は、令和4年8月17日、新ごみ処理施設の建設と施設の運転と焼却灰等の最終生成物の資源化を運営業務とした新ごみ処理施設整備運営事業の入札公告を行った。

令和5年2月24日までに、株式会社川崎技研を代表とする企業グループ（以下、「川崎技研グループ」という。）のみが事業提案書を提出した。

令和5年5月16日、事業提案書等を審査するために前連合長が設置した天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は川崎技研グループの事業提案書を審査、評価を行った。その際、事業提案に含まれていた焼却灰等資源化業務の処理先であるツネイシカムテックス福山工場における人工砂の実績について問われた川崎技研グループは、ツネイシカムテックス福山工場について「建設中」と説明した。その回答含めて選定委員会は、川崎技研グループの事業提案を評価、採点し落札候補者と決定した。

その後、その内容を審査講評として取りまとめ、令和5年5月30日、前連合長に答申した。前連合長はその答申を受け、同日、川崎技研グループを落札者と決定した（甲1、甲2）。

(2) 新ごみ処理施設整備運営事業の落札者決定から事業契約締結まで

前連合長は職員にツネイシカムテックス福山工場他3施設の現地の確認を行うよう指示を行い、令和5年8月17日、天草広域連合職員はツネイシカムテックス福山工場の現地確認を行った。その際、当該職員は「建設中」とされたはずのツネイシカムテックス福山工場が建設に着手していない状態であることを確認していた（甲3ないし甲4）。

前連合長は、令和５年８月２１日、川崎技研グループと建設請負契約が議会の議決を得ることを条件に運營業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約などの仮契約を締結した（甲１、甲５）。その際、川崎技研グループはツネイシカムテックス福山工場に関連する許可証として、一般廃棄物処理施設設置許可証（広島県福山市長）及び一般廃棄物処分業許可証（埼玉県寄居町長）、処理する施設の概要としてツネイシカムテックス埼玉工場の資料の提出を受けた（甲１、甲６）。

令和５年８月２４日に開会した令和５年第４回天草広域連合議会定例会において建設請負契約が議会の議決を得たことから、川崎技研グループと締結した契約の効力が発生した（甲１）。

（３）焼却灰等資源化業務の履行不能判明から新ごみ処理施設整備運營業の設計業務の中止まで

令和５年１２月２０日、川崎技研グループは天草広域連合に対し、自らが提案した焼却灰等資源化施設であるツネイシカムテックス福山工場において、焼却灰等資源化業務が困難となった旨の報告を行った（甲１）。

令和６年１月１７日、川崎技研グループは「福山市との協議の経過」「工場の建設が延期となり、新ごみ処理施設の稼働開始に間に合わない事実」「『不測の事態』であるため、埼玉工場で当面の間、埼玉工場で代替処理を行う方針」等を記載した報告書を天草広域連合に提出した（甲１）。

これを受け前連合長は、令和６年２月１日、川崎技研グループに対してツネイシカムテックス福山工場に代わる処理施設の提出を求めた。令和６年２月９日、川崎技研グループは同じツネイシカムテックスが所有する埼玉工場を代替施設とし、当該施設までは一般カーフェリーにて焼却灰を積載した車両を航走するなどして運搬する代替案を提出した（甲１）。

令和６年３月２２日、前連合長は代替案を精査するとして、契約締結以降、進めていた設計業務を中止した（甲１）。

（４）新ごみ処理施設整備運營業の全契約解除

令和６年５月２５日前連合長は川崎技研グループと締結した事業契約について、「入札手続きの際に事実と異なる説明をしたため『入札無効』」「福山工場での処理が不可能となったことによる不履行」の理由によって解消、また、解消にあたって双方が損害賠償請求等を行わないことを条件とすることを決定した（甲１）。

令和６年５月２７日、前連合長は川崎技研グループに対して「契約の解消についての通知」を送付した（甲１）。

令和６年６月１０日、川崎技研グループから契約解除に同意する旨の返答があったことから、令和６年６月２０日、契約解除に関する合意を締結した（甲１）。

(5) 契約解除の合意に関する議案の可決

前連合長は、令和6年6月20日に締結した契約解除に関する合意に損害賠償を行わない旨が含まれていたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項に規定する権利の放棄及び和解にあたり、本来、議会の承認を得て締結すべきものであったとして、令和7年5月29日に招集、開会した令和7年第2回天草広域連合議会臨時会に追認を求める議案を提案し賛成多数で可決となった。併せて当該議案に対する附帯決議も賛成多数で可決となった（甲4、甲7、甲8）。

2 違法な財務会計上の行為

ア ツネイシカムテックス福山工場に関する確認を怠り、本来締結すべきでない契約を行った違法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2第2項によって市町村が一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合の基準が同法施行令（昭和46年政令第300号）第4条に定められているが、これによれば、受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること（第1号）、基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること（第8号）とされている。

つまり、廃棄物処理法では市町村が市町村以外の者と委託契約をする場合は、その委託先にて適正に一般廃棄物が処理できる状況でなければ契約が成立しないのである。

しかし、前連合長は、選定委員会から「主灰の人工砂としての資源化は、西日本においてその実績が確認できないため、確実な業務遂行が強く望まれる」という提言を受け、十分な注意義務を有しておきながら、令和5年8月10日、天草広域連合議会全員協議会において、「東日本で実績のある企業が西日本で施設が造られるということであれば、それなりにもくろみがあってのことで、処分を委託することは何ら問題ない」と誤った解釈を示した（甲2または甲9）。

また、前連合長は、令和5年8月21日に廃棄物処理法施行令第4条第1号に規定する「受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」を確認するために設けられた焼却灰等資源化業務委託契約第10条第2項第1号に基づきツネイシカムテックスに提出させた一般廃棄物処分業許可証が、処理先と指定したツネイシカムテックス福山工場の所在する広島県福山市のものでなく埼玉県寄居町のものであったこと、同条同項第2号に基づき提出させた資源化施設の概要がツネイシカムテックス福山工場のものでなく埼玉工場であり、ツネイシカムテックス福山工場

の実態がないことを確認したにもかかわらず看過し、契約を締結した（甲６）。

さらに、前連合長は、天草圏域外で一般廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理法施行令第４条第９号イに基づく「事前通知」を契約締結前に天草広域連合から施設が所在する自治体（福山市）に送付する必要があるが、天草広域連合から「事前通知」を行わず契約締結に至っている（甲７）。

このように、実在しない、実態のないツネイシカムテックス福山工場にて焼却灰を処理する契約を締結したことは、廃棄物の適正処理を目的として定められた廃棄物処理法の定め反する違法な財務会計処理である。

そして、これらの事実確認の不足、不当な事務があったことについて、前連合長は令和７年５月第２回天草広域連合議会臨時会に提出した議案書（議第１１号）にて「適正な措置を行っていれば、川崎技研グループの提案及び福山新工場がその業務に足り得る状況になかったことは把握できたものと考えられ、必要な措置を講じず契約締結をした天草広域連合にも責めがあるという指摘は免れない。」と自認している（甲７）。

このように、前連合長は注意義務を有していたにも係わらず「東日本で実績のある企業が西日本で施設が造られるということであれば、それなりにもくろみがあったことで、処分を委託することは何ら問題ない」などの誤った解釈の下、川崎技研グループが行った「建設中」とした説明と事実が明らかに異なっていたことを漫然と看過し、川崎技研グループに対して契約締結の意思表示（民法第５２１条）を行った。結果、天草広域連合は、本来入札無効、締結すべきでない廃棄物処理法に反する違法な事業契約を締結することとなった。

これは前連合長の財務会計上の重大な過失であると言わざるを得ず、また前連合長も本来締結すべきでなかった契約であることは自認している（甲１０）。

このようなことが、令和７年５月２９日に天草広域連合が川崎技研グループに対する損害賠償請求権を放棄する原因となったのであるから、天草広域連合の損害となった川崎技研グループと契約を締結していなければ発生し得なかった、施工監理業務委託契約の支出１０，１５７，２４０円及び、契約解除に要した関連経費である弁護士協議にかかる１，１０２，６６０円については、前連合長が補填しなければならないのは明らかである。

イ 川崎技研グループとの協議を行わず契約解除を行った違法

自治体が損害賠償請求を行わないとする場合は、自治体の運営が住民から徴収される税金で賄われていることを踏まえれば、権利の放棄をせざるを得ない根拠、合理的な条件がなければならない。

前連合長が損害賠償請求を行わないとする判断に至った点については、前連合長

は令和6年第4回天草広域連合議会定例会において、契約自由の原則により合意による契約解除をした。と発言し、環境衛生課長はこの度の契約解除は契約約款に基づくものではないと発言している（甲11）。

民法第521条ではあくまでも、契約の内容を自由に決定することを許容されているのであって、契約解除に伴う効果については、その他民法、締結した契約の内容に基づき適切に履行されなければならない。

その当事者間の自由によって締結された契約の内容によれば、契約書に定めのない事項については、発注者、受注者双方が別途協議して定めることとしている（基本契約第25条、焼却灰等資源化業務委託契約については第49条）（甲4、甲12）。

つまり、契約約款に基づかない契約解除をするのであれば、川崎技研グループとの協議が無ければ合理性がないのは明らかである。

しかし、契約約款によらない契約解除にあたって前連合長が川崎技研グループと協議した記録は一切存在しない（甲13）。協議の無い契約約款によらない契約解除は、契約上の不当な財務会計上の処理であり、果たして、天草広域連合が負った損害がどの程度で、なぜそれを川崎技研グループに対して請求できなかったのか全く不明である。

このように、前連合長が行った、合理性を欠く不当な契約上の手続きによって損害賠償請求権、住民の権利は放棄されたのであるから、少なくとも、川崎技研グループと契約をしなければ発生しなかった経費、即ち、川崎技研グループに損害賠償請求しなければならなかった経費である、施工監理業務委託契約によって支出した10,157,240円、及び契約解除に要した関連経費である弁護士協議にかかる1,102,660円を前連合長が補填しなければ、純粹に住民の損害になるのは明らかである。

3 天草圏域住民に発生する又は発生が予測される、又は発生した損害

川崎技研グループと締結した事業契約を解除しなければならない原因となった、ツネイシカムテックス福山工場にて人工砂を焼成する焼却灰等資源化業務委託契約については、令和6年5月23日付け、「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」において、監査委員は以下のように指摘している。

このような事態に陥った全ての原因は、川崎技研グループからの虚偽の提案によるものであり、同グループは、事業者提案書の提出時点において、福山工場建設計画が不確実だったにもかかわらず、福山工場での資源化業務を提案し、事業者ヒアリングにおいては「福山工場は建設中」と回答している。その後の状況変化についても報告はないままに、本契約にまで至らしめている。

同グループは、福山工場の建設延期を不測の事態と捉え、代替案を提出し提案書

の内容変更を求めているが、本事業の入札説明書において、事業提案書の変更、差し替え及び再提出は原則認めておらず、変更を広域連合が必要と認める合理的な理由も存在しない。更に、同入札説明書において、事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効であることも明示されているが、入札時に提出された事業提案書に虚偽記載がなかったとすれば、ツネイシカムテックスは、受注した焼却灰等資源化業務を、現契約に基づき福山工場にて適切に履行しなければならない。しかしながら、川崎技研グループの提出した代替案は、ツネイシカムテックス福山工場での履行不能を自認するものであることから、事業提案書等に虚偽の記載があったことは否定できない事実と言える。

以上の理由から、事業提案書等に虚偽の記載があった川崎技研グループが行った入札は無効とすべきであり、焼却灰等資源化業務委託契約を締結しているツネイシカムテックスとの事業契約をはじめ、各事業契約及び基本契約についても契約無効として取り扱うべきである。

つまり、焼却灰等資源化業務委託契約が履行不可能となり、契約を無効とせざるを得ない事態は、川崎技研グループを構成するツネイシカムテックスに帰責性のあるもので、契約を締結したことによって、支出する必要の無かった施工監理業務委託契約10,157,240円及び、契約解除に要した関連経費である弁護士協議にかかる1,102,660円は、天草広域連合に生じた損害となり、基本契約第21条に基づき、川崎技研グループに請求しなければ補填されないのは明らかである。

しかし、天草広域連合は川崎技研グループに対して、令和7年5月29日に招集された第2回広域連合議会臨時会における議第11号の議決をもって契約上の損害賠償請求権を放棄することとした。この状況が作りだされたのは、注意義務を有していながら、前連合長が誤った主観の下に行った違法な財務会計の処理、契約事務の重大な過失が原因にあり、それは前連合長も認めている。

よって、令和7年5月29日に天草広域連合が川崎技研グループへの損害賠償請求権を放棄せざるを得ない状況を作り出した前連合長に対して、天草広域連合が負った損害の補填を請求しなければ、結果として住民の負った損害は治癒されないものである。

(以上、請求書記載のとおり)

4 請求の対象となる財務会計上の行為及び各法令に対する違法性の特定

令和8年5月25日付けの天草広域連合職員措置請求書(以下「請求書」という。)に記載されている財務会計上の行為及び各法令等に対する違法性については、請求書の内

容及び陳述時の確認により次のものを対象としているものと判断する。

(1) 廃棄物処理法施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第4条第1項及び同条第9項イに対する違法性

一般廃棄物の処理を委託する場合は、受託者が受託業務を遂行するに足る施設を有することが定められている。天草広域連合が契約した新ごみ処理施設整備運営事業において、焼却灰等資源化業務は広島県福山市の施設でおこなうこととなっているが、契約締結時点で業務を遂行するに足る施設を受託者が有していなかったという事実。

(2) 受託者と協議を行わず契約解除を行ったことに対する違法性

契約解除をするにあたり、受託者である川崎技研グループ（以下「受託者」という。）との協議記録が存在せず、協議を行わずに解除したという事実。

5 請求書の受理

本件監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく請求として形式及び手続は適格要件を具備しているものとして、令和8年5月29日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、請求と同時に次の(1) 1から19までの事実を証明する書類を提出した。また、請求人に対し法第242条第7項の規定に基づき、次の(2) のとおり令和8年6月16日に証拠の提出及び陳情の機会を設けたところ、請求人は口頭意見陳述を書面で提出し、請求内容についての補足説明と請求書の文字記載誤り12件の訂正を行った。併せて、(3) のとおり監査委員との質疑応答を行った。

(1) 事実証明書

1. 新ごみ処理施設整備運営事業これまでの経緯
2. 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業審査講評
3. 復命書
4. 天草広域連合議会議事録（令和7年第2回臨時会）
5. 焼却灰等資源化業務委託契約書
6. 焼却灰資源化業務に関する許可証等
7. 議第11号権利の放棄及び和解について
8. 議員提出第1号議第11号権利の放棄及び和解についてに対する附帯決議について
9. 令和5年第5回議会全員協議会議事録

10. 新ごみ処理施設整備・運営事業に関する振り返りと今後について【概要版】
11. 天草広域連合議会会議事録（令和６年第４回定例会）
12. 基本契約書
13. 行政文書不開示決定通知
14. 住民監査請求に関する監査結果について
15. 令和７年第１回議会全員協議会議事録
16. 令和７年第３回議会全員協議会議事録
17. 支出命令書
18. 支出命令書
19. 支出命令書

（２）法第２４２条第７項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会の付与

日時：令和８年６月１６日（火）午後４時

場所：天草広域連合事務所 第４会議室

陳述をした者：請求人

請求書の訂正

- ① ２ページ上から８行目「地方自治法２４２条１項」を「地方自治法第２４２条第１項」に訂正。
- ② ２ページ下から１０行目「落札査候補者」を「落札候補者」に訂正。
- ③ ３ページ上から３行目「焼却灰等資源化業務委託契などの」を「焼却灰等資源化業務委託契約などの」に訂正。
- ④ ４ページ上から８行目「召集」を「招集」に訂正。
- ⑤ ４ページ上から２１行目「（１項）」を「（第１号）」に訂正。
- ⑥ ４ページ上から２３行目「（８項）」を「（第８号）」に訂正。
- ⑦ ４ページ下から３行目「第４条第１項」を「第４条第１号」に訂正。
- ⑧ ５ページ上から１行目「第１０条１号」を「第１０条第２項第１号」に訂正。
- ⑨ ５ページ上から４行目「同条２号」を「同条同項第２号」に訂正。
- ⑩ ５ページ下から９行目「廃棄物処理法の反する」を「廃棄物処理法に反する」に訂正。
- ⑪ ７ページ上から２０行目「ツネイシカムテックスの帰責性」を「ツネイシカムテックスに帰責性」に訂正。
- ⑫ ７ページ下から９行目「召集」を「招集」に訂正。

（３）陳述における監査委員との質疑応答要旨

質問：広域連合の損失を施工監理業務委託と弁護士費用に限定したのはなぜか。

回答：開示請求した資料で明確に把握できた支出が、その２件のみであったため。

質問：「重大な過失」はどのような部分と考えるか。

回答：廃棄物処理法施行令に違反していることは、十分な注意を払えば予見できたことであり、状況を複合的に見れば当然事前に把握できたことである。前連合長本人もそれは認めていることなので、それは「重大な過失」であるとする。

質問：なぜこのタイミングで監査請求を行ったのか。

回答：令和7年5月29日の権利の放棄及び和解の議案が議決されたことで損失が確定したものであり、そこから1年という期限内で請求した。

2 請求人の主張

本件監査請求は、監査委員が天草広域連合長に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求めたものである。

新ごみ処理施設整備運営事業に関する契約は、本来締結すべきでない違法な契約であり、結果的に解除することとなったが、その手続きにおいても受託者との協議が行われないなど不当なものであった。結果として契約解除に係る損害賠償請求の権利を放棄し和解することとなったが、広域連合がその権利を放棄せざるを得ない原因となったのは、馬場前連合長（以下「前連合長」という。）が行った契約事務上の過失であり、その責任を負うべきである。

違法な契約が成立したことにより、施工監理業務委託契約に10,157,240円の支出が生じ、また、契約解除にあたり1,102,660円の弁護士協議費用が支出されたが、これらは違法な契約がなければ生じ得なかった損失であるため、契約事務上の過失の責任を負うべき前連合長に請求し、天草広域連合の負った損害を治癒すべきである。

3 関係法令の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 1 条例を設け又は改廃すること。
- 2 予算を定めること。
- 3 決算を認定すること。
- 4 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結する

こと。

- 6 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 7 不動産を信託すること。
- 8 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 9 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 10 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 11 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 12 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 13 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 14 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 15 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠

る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければ

ならない。

- 10 普通地方公共団体の議会は、第1項の規定による請求があつた後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
- 11 第4項の規定による勧告、第5項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋

（市町村の処理等）

- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第5項第4号ニからヘまで及び第8項、第7条の3第1号、第7条の4第1項第5号、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の2の2第1項第2号及び第3項、第9条の3第12項（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）、第13条の11第1項第1号、第14条第3項及び第8項、第14条の3の2第1項第5号、第14条の4第3項及び第8項、第15条の3第1項第2号、第15条の12、第15条の15第1項第3号、第16条の2第2号、第16条の3第2号、第23条の3第2項、第24条の2第2項並びに附則第2条第2項を除き、以下同じ。）しなければならない。
- 2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）抜粋

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

- 第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。
- 1 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
 - 2 受託者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。

と。

- 3 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 4 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 5 委託料が受託業務を遂行するに足る額であること。
- 6 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 7 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 8 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 9 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第2条第1項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
 - イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。
 - (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
 - (2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあっては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - (4) 処分又は再生を開始する年月日
 - ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

4 監査対象課及び弁明書の提出

監査対象課を事務局環境衛生課とし、同課に対し、書面による事実関係の説明及び関係書類の提出を求めたところ、次のような弁明があり、その内容について聞き取り

を行った。

【弁明書】

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為について

- ① 新ごみ処理施設整備運営事業の入札公告から落札者決定までについては争わない。
- ② 新ごみ処理施設整備運営事業の落札者決定から事業契約締結までについては争わない。
- ③ 焼却灰等資源化業務の履行不能判明から新ごみ処理施設整備運営事業の設計業務の中止までについては争わない。
- ④ 新ごみ処理施設整備運営事業の全契約解除については争わない。
- ⑤ 契約解除の合意に関する議案の可決については争わない。

(2) 財務会計上の行為の違法性について

ア 請求人は、令和5年8月21日にツネイシカムテックス株式会社と締結した焼却灰等資源化業務委託契約について、焼却灰の処理先（委託先）であるツネイシカムテックス福山工場が未着工であったことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下、「廃棄物処理法施行令」という。）第4条に反していると主張し、また、違法性のある当該契約を締結するにあたって、広域連合が十分な措置を講じなかったことは重大な過失であると主張している。

令和4年8月17日に広域連合が公表した入札説明書第2章10及び要求水準書（運営・維持管理業務編）第1章第3節において事業者は、業務期間中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）等関係法令を遵守しなければならないと記載しており、ツネイシカムテックス株式会社を含めた株式会社川崎技研を代表とする企業グループ（以下、「川崎技研グループ」という。）が、広域連合に事業提案書を提出するにあたり、廃棄物処理法の取り扱いに準じた施設、計画を提案することは前提である。

一方で、広域連合としても、契約締結前に十分な措置を講じていれば、川崎技研グループが提出した事業提案の履行が不可能であることを事前に把握し、契約締結に至らなかった可能性があることは否定しない。

イ 請求人は、広域連合が契約約款に基づかない契約解除であるとしているのであれば、契約解除にあたって、川崎技研グループと協議を行うべきところ、協議を行わず契約を解除したことは不当な財務会計処理であると主張している。

広域連合としては、令和5年5月16日に実施された第11回天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会において、川崎技研グループが「未着工」であったツネイシカムテックス福山工場について「建設中」と事実と異なる説明をしたことについて、入札説明書第3章2（11）7）（ウ）の談合その他不正行為があ

ったと認められる入札及び同（オ）の事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札に該当し、川崎技研グループの入札そのものが無効であったと判断している。

よって、広域連合としては、そもそも無効な入札に基づく川崎技研グループとの契約は無かったものとして取り扱い、契約約款を根拠としない契約解消手続きを行っているため、請求人の主張するような契約が成立していた前提での契約解除手続きではない。

【聞き取り内容の要旨】

（１）ツネイシカムテックス福山工場に関する確認を怠り、本来締結すべきでない契約を行った違法について

質問１ 事業者選定委員会の提言について、どのように認識しているのか。

回答１ 事業者選定に関することについて、連合長が選定委員会に諮問、選定委員会が連合長に答申するという体制の中で、提言は、この事業をより良くするため、より確実に行うためのもので、その後の設計業務などでもその内容を反映させる必要があるなど、事業を進めるうえで重要なものであると認識している。

質問２ 視察に行く前、福山工場について、連合はどのように認識していたのか。建設中とはどういう認識であったのか。

回答２ 事業提案ヒアリングの時に受託者から「建設中」と説明があったため、既に着工しているものという認識でいた。未着工などとは想定していない。

質問３ 事務局が視察に行った経緯は。

回答３ 令和５年８月１０日の議会全員協議会で、ツネイシカムテックス福山工場について、実態が無いのではないかというような質問があった。それを受けて、前連合長から直接電話で指示があり、現地視察に行くこととなった。

質問４ 連合が福山工場が未着工であることを把握したのはいつか。

回答４ 先ほどの質問（質問３）のとおり指示を受け、全ての残渣処理施設の視察に行くこととなった。そこで、指示を受けた日（令和５年８月１０日）に代表企業である川崎技研に調整を依頼したところ、ツネイシカムテックス福山工場は未着工で存在しない旨の報告をメールで受けた。その時点で連合としては初めて把握した。

質問５ 未着工であることについて、前連合長に契約締結前に報告していたのか。前連合長は把握していたのか。

回答５ 行政文書などで記録は無いが、８月１０日の時点でその旨は電話で報告していたと記憶している。現地の確認を終えてから、契約締結の決裁をすることであったため、契約締結の決裁をもらった際には確実に報告をしてい

る。当時の担当係長にも確認している。

質問 6 建設中と未着工という状態の差について、事務局内で協議を行ったことはあるか。当初の説明と異なるという認識はあったのか。

回答 6 協議したことは無い。当時は、8月24日の議会提案までに契約を締結しておく必要があり、そのことが重要であったため、当初の説明と異なるというような認識までには至らなかった。

質問 6-2 事業者選定業務にもコンサルが入っていたと思う。コンサルと協議したのか、或いは助言は無かったのか。

回答 6-2 コンサルとも協議していない。連合から協議を要請していないし、コンサルから助言も無かった。全体的に契約までの時間が無かった。もとは議運までに関連するすべての仮契約を済ませておく予定であったが、焼却灰資源化などは、連合長の指示で施設を確認してからという話になった。視察から帰任した令和5年8月19日が土曜日であったが、月曜日に復命のうえ、契約締結の連合長決裁をもらわないといけないので、帰任したその日のうちに復命書を作成したとのことであった。

質問 7 実存しない施設と契約するという事について、県、国などに相談したことはあるか。

回答 7 相談していない。

質問 8 説明事実と異なることについて、契約締結前に、受託者に指摘したことはあるか。していないのであれば、なぜ、指摘しなかったのか。

回答 8 先ほどの質問（質問6）でも言ったが、当時は、8月24日の議会提案までに契約を締結しておく必要があり、そのことが重要であったため、当初の説明と異なるというような認識までには至らなかった。

質問 8-2 視察の際に言われた、令和6年から着工するとの話を信じ込んだということか。

回答 8-2 そのとおり。

質問 9 許可証や施設概要を受託者に提出させているが、これはどういう主旨か。

回答 9 焼却灰資源化に限らず、残渣の処理関係の契約には全てその規定がある。主旨としては、廃棄物処理法施行令第4条に規定する能力等を確認するためのもの。

質問 10 受託者は、埼玉工場の許可証、施設概要を提出しているが、なぜ受理したのか。福山工場のものでなければならないなどの指摘はしなかったのか。このような書類が提出されたことについて、協議は行ったか。

回答 10 契約書上は、福山工場で処理することとしていたので、福山工場のもの

でなければならない。このことについては、協議などは一切しておらず、不十分であったと考えている。

質問 1 1 連合は、契約無効を主張しているが、現実として、契約締結に至った。この事態について、不可抗力であったのか。それとも、防ぐことはできたのか。

回答 1 1 弁明書にも記載しているが、そもそも、受託者が法的要件を満たした提案を入札参加の時点で行うべきと考えているが、契約は双方の合意で成立する中で、連合としても十分な対応をしていれば、契約をしなかったということとは否定しない。

(2) 受託者との協議を行わず契約解除を行った違法について

質問 1 以前、弁護士との協議録を取り寄せたことがある。その中で、そもそも、当初は契約約款に基づく解除に向けて手続きを行っていたはず。弁護士協議の復命書をまず、提出いただきたい。そのうえで、なぜ、連合も損害賠償請求権を放棄することを前提に契約を解除する方針に変更したのか。協議録があれば提出いただきたい。

回答 1 復命書などは提出する。事務方としての考えというよりは、前連合長の中で、これまでも説明したとおり、契約事務の過程についても、連合に圧倒的に有利な状況ではないことや、さまざまな主張が予想され、紛争状態になるよりは、とお考えになった結果だと思う。

質問 2 連合は、契約無効を主張しているが、現実としては、議会議決を経て、契約の効力は発生しており、契約締結状態にあったということになると思うが、そのような理解でいいか。行政事務上、議会議決を経るなど正規の手続きを取っており、それが無効、無かったものというのは整理ができないのではないか。契約解除の考え方によっては、債務不履行で違約金の協議もできたのではないか。

回答 2 契約無効はあくまでも、連合の整理である。受託者と、契約解除事由などの協議はしていない。

質問 3 通常、契約に関する重要事項については、双方の協議で決定する。今回の場合で言えば、契約解除事由や双方の主張、損害の相殺などがそれにあたる。天草市役所の庁舎の例でも受託業者と何度か協議がされていたと記憶している。この度の契約解除に関しては、そのような協議の場は一切なく、双方の主張は確認されていない。つまり、契約無効というのは、あくまでも連合の一方的な主張の範疇を越えないということになるが、そういう理解でいいか。

回答3 そのとおり。

質問4 連合の支出の原資は公金である。現状として、双方の協議も無く、連合の損失はあやふやな状態。不当に住民の損出が発生しているという疑義が投げかけられても仕方ないと言わざるを得ない。双方の主張、過失、損害額等を確認し、協議のうえ双方放棄するというような手法もあったと思うが、そのような手法を取らず、先行的に連合が放棄するという判断を行った理由は何か。

回答4 回答1で答えたとおりで、事務方としての考えというよりは、前連合長の中で、これまでも説明したとおり、契約事務の過程についても、連合に圧倒的に有利な状況ではないことや、さまざまな主張が予想され、紛争状態になるよりは、とお考えになった結果だと思う。

質問5 施工監理費について。施工監理とはどのような業務で、施工監理の契約は、受託者と契約をしていなければ、契約をする必要はあったのか。無かったのか。

回答5 施工監理は、対象となる工事が専門的で、その工事を進めるためのサポートを専門コンサルに委託する業務である。対象工事が無ければ契約する必要は無いので、受託者と契約が無ければ、契約することは無かった。

質問6 施工監理業務は、一般的には対象工事などがあって意味があるもの。今後の広域連合の行政運営全般に資する業務、或いは成果がある業務と言えるのか。

回答6 対象工事の監理という個別の目的があつての業務なので、行政運営に資する、活かすことができるようなものではない。

質問7 弁護士の経費は、どのような業務契約だったか。受託者と契約をしていなければ、契約をする必要はあったのか。無かったのか。

回答7 弁護士の経費は、焼却灰資源化の問題から契約解除までの依頼分である。受託者と契約が無ければ発生しなかった。

第3 監査の結果

1 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

- (1) 廃棄物処理法施行令第4条第1項及び同条第9項イに対する違法性の有無
- (2) 受託者と協議を行わず契約解除を行ったことに対する違法性の有無

2 監査対象に対する判断

- (1) 監査対象事項(1)について

新ごみ処理施設整備事業については、事業者選定委員会の答申を踏まえ、総合評価一般競争入札により落札者を決定し、議会の議決を経て契約に至っていることを踏まえれば、当該契約は地方自治法の手続き上は問題なく成立している。

しかしながら、廃棄物処理法施行令第4条第1項第1号では、市町村が市町村以外の者に廃棄物処理を委託する基準として「業務を遂行するに足る施設を有する」とされている。前連合長の指示の下、議会提案前に実施した現地確認では、施設は未着工で存在は確認できなかった。その際、広域連合職員はツネイシカムテックスの担当者から、新工場建設に係る福山市への申請状況、建設予定時期、製品の想定される用途等の詳細な説明を受け、その内容を前連合長に報告した。前連合長は当該企業を信用に足る企業として認め、受託者との契約締結に関する議案を令和5年第4回天草広域連合議会定例会に提案し可決の議決を得た。

資源化工場の状況については、前連合長の指示を受けた担当課が、令和5年8月10日に代表企業である川崎技研に問い合わせたところ、資源化工場は未着工である旨の返答があり、その事実を早い段階で把握していたが、その後の経過において、十分な協議、対応を行わず、企業側の説明を漫然と全面的に認め、契約を締結したことで、すなわち廃棄物処理法施行令に違反することであるということと、事業提案時の説明と事実が異なっていた状況を漫然と看過し、入札無効と扱うべき機会を逸してしまっている。確認・検討等の措置が、十分でなかったとする請求人の指摘はそのとおりである。

請求人が主張する契約が違法であったことについては、廃棄物処理法施行令第4条に反した状態で、契約を締結していることは事実であり、請求人の指摘のとおり、事業者選定委員会からの提言があった中での前連合長の全員協議会の発言をはじめ、前連合長以下執行部の注意義務違反は否定できない。契約の解除にいたる過失の原点もそこにあることは明白である。

しかしながら、契約の締結は令和5年8月24日であり、監査請求が提出された令和8年5月25日において既に1年が経過しているため、法第242条第2項の規定により契約が違法であることを直接的な事由とした措置を求めることはできない。

(2) 監査対象事項(2)について

受託者との契約解除にあたっては、協議記録等は存在せず、具体的な協議内容については根拠となるものはない。

契約解除にあたり、令和6年5月27日付けで受託者に契約解消についての通知を行っており、令和6年6月10日付けでそれに同意する旨の文書が提出されている。この書面の収受をもって契約解除に関する合意に至ったものであり、受託者との相互の意思確認の証拠となるものである。契約の解除にあたって行うべき協議については、

明確に定めた法令はなく、請求人の指摘する事実を違法とする根拠法令は存在しないことから、受託者と協議を行わず契約を解除したことを違法とすることはできない。

しかしながら、契約の合意解除に至る経緯については、前連合長は入札が無効でその無効な入札に基づく契約も無効であることを主張しているが、上記(1)のとおり、地方自治法上の手続きを経て成立している事実があるうえ、双方が損害賠償請求権を放棄するという合意条件についても、その賠償額の協議等がなされた事実は確認できないなど、不透明な部分がある。このように、協議記録が存在せず、その過程が不明である状態で、権利の放棄及び和解を行ったことが、広域連合が求償することができたであろう財産の管理を怠ったという請求人の主張は、十分な理由がある。また、権利の放棄と和解の議案が議決されたことにより、受託者への契約上の損害賠償請求の権利が消滅したことになり、得られるはずの財産を滅失させる結果となった。

仮に、権利の放棄をしなかったとして、双方の損害賠償請求により、どれだけの賠償額を求められ損失を生じさせたか、どれだけの額が請求でき、財産を得ることができたかは、上記のように協議記録などの根拠なく放棄されてしまった現状では、明確に想定することはできない。虚偽の提案をした受託者側に責があるとしながらも、その権利を放棄することを条件とし、契約解除を受託者側に提案、そして、そのことを議会に承認を求めるという前連合長の決定は、それを天草圏域住民誰もが納得できる程度の明確な根拠により行われるのは当然のことである。

前連合長は、自身以下執行部が上記(1)のような注意義務を怠った過失があったことを、権利を放棄する理由としていることに加え、議会での答弁において、「無用な紛争を回避し、一日も早い新施設の建設推進を目指す」としている。受託者が広域連合側に事実と異なる説明や十分な報告をしないなど虚偽の説明などを行った事実を否定できない中で、前連合長が示したその理由は広域連合が負った損失を補うに足るものであるか、より実効性の高い判断であったかは、損害賠償請求権を行使しなかった現状においては、前連合長の判断の正当性を立証することは困難である。

いずれにしても、請求人主張のとおり、権利を放棄し和解することとした協議の過程が明白となる協議文書、試算推計等が存在せず、前連合長の主観的判断が優先されたことを否定できる証拠は存在しない。このことから、前連合長の判断を否定することはできないと同時に、正当化することもできない。

3 監査の結論

施設整備と運営を一体として行うDBO方式で発注された新ごみ処理施設整備運営事業の契約（以下「当該契約」という。）は、令和5年第4回天草広域連合議会定例会の議決を得て成立したものであり、またその解除の手続きについても令和6年6月20日付けで契約解除に関する相互の合意がなされており、それに伴う損害賠償請求権

の放棄と和解については、令和 7 年 5 月 29 日の議決により追認されている。

請求人は、契約締結の過程で、前連合長以下執行部が注意義務を有していながら、焼却灰資源化業務に関する調査を怠り、本来締結すべきでない契約を行った違法を主張している。すなわち、未着工で存在しない焼却灰資源化施設を処理先と定めた契約が、廃棄物処理法施行令第 4 条に反する契約であるということである。

本件は、将来における天草圏域のごみ処理を担う重要な事業であり、事業計画の構築から処理施設の整備・運用に至るまで適切な手続きを踏まえながら進捗を図るべき中で、廃棄物処理法施行令第 4 条に反した状態で施設整備運営に係る契約を締結するに至ったことは、前連合長以下執行部の注意義務違反と言える。

その点においては、請求人の指摘のとおり、適法で問題がない契約とは言い切れないことは事実で、また、請求人の指摘のとおり、通常僅かな注意を払えば、その違法性や、事業提案時「建設中」とされた内容が異なっていたことは認識できたはずである。

しかしながら、法第 242 第 2 項において「当該行為のあった日または終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない」と規定されており、契約締結という財務会計上の行為は令和 5 年 8 月 24 日であり、その日をもって終了していると解されるものであることから、契約が違法であることを直接的な事由とした措置を求めることはできず、監査事項（1）については却下とせざるを得ない。ただし、この契約が廃棄物処理法施行令第 4 条に反した状態であったことは事実であり、契約の解除や権利の放棄と和解に係る事務処理の不備を監査する上において、この点の不適切な財務会計上の行為を不問に付すということにはならない。

監査事項（2）についてであるが、協議がなされていないことの違法性という指摘については、先述のとおりである。

しかしながら、成立した契約に明らかな虚偽が判明したという事実は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条に基づく損害賠償請求に値するものである。にもかかわらず、不法を解した上で受託者との合意解除を行うにあたり、双方が損害賠償請求をしないという条件を含めたことについて、当然必要であろう日時、場所、協議内容、過程等を記した協議記録等、合理的かつ正当な理由、根拠が明確に示されておらず、誰しものが納得できる根拠に乏しく、十分な検討がなされた適正な事務執行とはいえないもので、前連合長の主観的判断が優先されたことを否定できる状況にない。

本件の場合、受託者に対して契約解消に係る通知書面の送付記録と契約解除に係る同意書面のみ確認されており、和解協議内容を記す書面が現存しないことは、圏域住民から疑念を抱かれる行為、不適切な事務処理と言わざるを得ない。

このような中で、契約の過程において注意義務を怠った前連合長の過失を認識しているからこそ、その権利を放棄せざるを得なかったという請求人の主張は、議案など

でも読み取ることができ、十分な理由があるといえる。

請求人は、損害賠償請求権を放棄しなければ、請求できたであろう広域連合の財産について、当該契約が締結されたことに起因する施工監理業務委託に係る支出及び契約解除にあたって支出した弁護士協議費用を挙げている。

契約の解除にあたり、損害賠償として請求が可能であったと思われる額の根拠としては、当該契約が成立していなければ発生することのなかった経費である施工監理業務委託に係る支出は、当然認められるものである。また、契約の解除が受託者側の問題によるものであり、契約解除のために要した弁護士協議費用についても損害として算定できる可能性があるが、今回は、前連合長側にも一定の過失があることを認めたうえでの合意解除であるため、解除手続きのために要した弁護士協議費用については、受託者へ請求する損害としての算入は適当ではないと考えられる一方で、天草広域連合が天草圏域の住民の市税、町税等から運営される公共団体であることを踏まえれば、この弁護士経費も天草広域連合が負った損害であると考えられる。

以上のことから、一連の事務のうち、天草広域連合が被った損害について、前連合長が行った合理性を欠く不当な契約解除の事務執行が損害賠償請求の権利を滅失させ、広域連合に損失を及ぼしたとする請求人の主張には十分な理由があると認めるものの、一方で、その不当な契約解除の事務における前連合長の過失の割合が不明確であることも否定できない。

よって、監査の結果、広域連合長はその不明確である前連合長の過失の割合を明確にし、その割合に応じてしかるべき措置を前連合長に対し措置するよう勧告する。